

令和6年

農作業料金・農業労賃に関する調査結果

令和7年3月

一般社団法人宮崎県農業会議

は し が き

この調査は、本会が昭和 35 年から実施しているもので、全国農業会議所の調査票・調査要領に基づき市町村農業委員会の協力を得て、令和 6 年の調査結果を取りまとめたものです。

代表的な農作業料金である個人農家の水稻基幹 3 作業受託料金の平均は、10 a 当たりで「耕起から代かきまで」が 1 万 6,018 円（前年比 4.1%増）、「機械田植（苗代別）」が 6,672 円（同横ばい）、「機械刈取」は 1 万 6,179 円（同横ばい）でした。また、農業臨時雇賃金については、熟練度等を要する「専門作業（男性）」で 1 日当たり 9,178 円（同 6.9%増）でした。

本資料が農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、さらには市町村を越えた農地の利用調整など、今後の農業委員会活動の参考となれば幸いです。

本調査の実施にあたって、御協力いただきました市町村農業委員会の関係職員各位に厚くお礼申し上げます。

令和 7 年 3 月

一般社団法人宮崎県農業会議

【参考】

区 分	農作業	令和 6 年 宮崎県平均	前年比 増減率	令和 5 年【参考】		
				宮崎県平均	九州平均	全国平均
個人農家の水稻基幹 作業受託料金 (円/10a)	耕起から代かきまで	16,018	4.1%	15,390	14,189	15,918
	機械田植（苗代別）	6,672	-0.1%	6,677	7,038	8,087
	機械刈取（コンバイン）	16,179	-0.2%	16,218	15,668	18,444
個人農家の水稻全面 作業受託料金※ (円/10a)	種粃・除草剤・肥料・農薬代等込み	79,885	3.3%	77,298	78,493	91,274
	種粃・除草剤・肥料・農薬代等別	54,846	-4.4%	57,366	59,411	67,918
農業臨時雇賃金 農作業一般・男性 (円/日)	「専門作業」の 1 日当り総額	9,178	6.9%	8,582	8,927	9,717
	「一般・軽作業」の 1 日当り総額	7,963	7.8%	7,387	7,526	7,979
農業臨時雇賃金 農作業一般・女性 (円/日)	「専門作業」の 1 日当り総額	8,645	12.5%	7,682	8,174	8,961
	「一般・軽作業」の 1 日当り総額	7,716	9.0%	7,081	7,240	7,705

※ 耕起・代かきから乾燥・調整作業までの機械作業

目 次

1. 調査方法	1
2. 令和6年農作業料金・農業労賃に関する調査結果	
1) 市町村または地区における水稲作一般の作業受託料金の水準	
① 部分作業の受託料金	2
② 全面作業の受託料金	4
2) オペレーター賃金について	4
3) 市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額	
① 農作業一般（男性・女性別）	5
② 水 稲（男性・女性別）	7
③ 果 樹（男性・女性別）	9
4) 市町村または地区ならびに近郊（通勤可能範囲）での農外諸賃金	
① 臨時雇用（パート）賃金〈男性・女性別〉	11
② 主要産業（農外）の恒常的賃金〈30歳基準〉	13
③ 市町村または地区内における農外諸賃金	13
3. 調査要領及び調査票	14

1. 調査方法

1) 調査対象

調査対象は、令和6年12月31日時点における全市町村農業委員会の区域です。

2) 調査項目

- ① 水稲作業受託の部分・全面作業別、受託主体別の料金水準
- ② オペレーター賃金の水準
- ③ 農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準
- ④ 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）の策定状況
- ⑤ 市町村内の農外諸賃金の水準

3) 調査時期および期間

令和6年12月31日を調査時点とし、令和6年1月1日より令和6年12月31日までの1年間を調査対象としています。

1) 市町村または地区における水稻作一般の作業受託料金の水準(10アール)

① 部分作業の受託料金

(単位:円,個)

		育 苗 (種子代含)										耕 起 か ら 代 か き ま で			
		稚 苗			中			苗				一 貫		耕 起	
		個 人 農 家		箱数	生 産 組 織 等		箱数	個 人 農 家		箱数	単価	生 産 組 織 等		箱数	単価
		単価	箱数		単価	箱数		単価	箱数			個人農家	生産組織	個人農家	生産組織
中 部	宮 崎 市	656	20	650	19	677	19	666	20	32,682	37,614	7,051	9,000	8,263	11,500
	国 富 町									16,364	16,364	5,455	5,455	10,909	10,909
	綾 町									13,500	13,500		5,000		8,500
	平 均	656	20	650	19	677	19	666	20	24,523	22,493	6,253	6,485	9,586	10,303
南 那 珂	日 南 市	650	23	650	23	640	30	650	30			6,191	6,191	10,673	10,673
	串 間 市	650	23	650	23	640	30	640	30	16,864	16,864	6,191	6,191	10,673	10,673
	平 均	650	23	650	23	640	30	645	30	16,864	16,864	6,191	6,191	10,673	10,673
	都 城 市														
北 諸 県	三 股 町	500	30	500	30							4,727	4,727	6,073	6,073
	平 均	500	30	500	30							4,727	4,727	6,073	6,073
	小 林 市	660	18	660	18	660	18	660	18	11,000	11,000	5,000	5,000	6,000	6,000
	えびの市	550	25	550	25	440	44	440	44	17,750	17,750	8,250	8,250	9,500	9,500
西 諸 県	高 原 町	360	20			551	20			14,000		4,000		9,000	
	平 均	523	21	605	22	550	27	550	31	14,250	14,375	5,750	6,625	8,167	7,750
	西 都 市	636	20	500	20	655	20	655	22	9,091	12,455	4,545	5,500	4,545	7,000
	高 鍋 町											5,500		7,000	
児 湯	新 富 町									12,500		5,500		7,000	
	西米良村								20	12,500		5,500		7,000	
	木 城 町	740	18	740	18					9,818	9,818	4,909	4,909	6,545	6,545
	川 南 町											5,500		3,000	
	都 農 町					660	23					5,500		7,000	
	平 均	688	19	620	19	658	22	598	21	10,977	11,137	5,279	5,205	6,013	6,773
	延 岡 市	627	18							16,991		5,636		11,355	
	日 向 市	500	20			500	20			13,636		5,000		5,000	
東 白 杵	門 川 町			753	20					16,000		8,000		8,000	
	美 郷 町	750	15	750	15							5,500	5,500	6,500	6,500
	諸 塚 村														
	椎 葉 村	582	20			582	20			21,818		7,273		14,545	
	平 均	615	18	752	18	541	20			17,111		6,282	5,500	9,080	6,500
西 白 杵	高千穂町	672	20	672	20					17,273	11,909	8,636	5,955	8,636	5,955
	日之影町			591	20				20		9,091		8,182		8,182
	五ヶ瀬町	800	32			800	20			18,000		8,000		10,000	
	平 均	736	26	632	20	800	20	591	20	17,637	10,500	8,318	7,069	9,318	7,069
県 平 均		622	21	639	21	619	24	605	26	16,018	15,637	5,939	6,042	7,969	8,149

1) 市町村または地区における水稻作一般の作業受託料金の水準 (10アール)

① 部分作業の受託料金

(単位: 円)

	機械 田 植 (苗 代 別)		防 除 (1 回 当 た り)		機 械 刈 取 (コンバイン)		刈 取 り か ら 乾燥 ・ 調 整 ま で		乾 燥 ・ 調 整 (6 0 〃 当 た り)		
	個人農家	生産組織等	個人農家	生産組織等	個人農家	生産組織等	個人農家	生産組織等	個人農家	生産組織	
中 部	宮 崎 市	7,131	9,273	2,955	2,879	14,659	17,682	29,886	30,909	2,182	2,788
	国 富 町	6,364	7,273	1,818		15,455	16,364				
	綾 町		5,500				17,000				
南 那 珂	平 均	6,748	7,349	2,387	2,879	15,057	17,015	29,886	30,909	2,182	2,788
	日 南 市	7,527	7,527	2,400	2,400	18,000	18,000	53,909	53,909	2,364	2,364
	串 間 市	9,000	9,000	2,155	2,155	18,000	18,000	40,745	40,745	2,600	2,600
北 諸 県	平 均	8,264	8,264	2,278	2,278	18,000	18,000	47,327	47,327	2,482	2,482
	都 城 市	6,000	6,000			18,091	18,091				
	三 股 町	6,000	6,000			18,091	18,091	35,134	35,134	2,000	2,000
西 諸 県	平 均	6,000	6,000			18,091	18,091	35,134	35,134	2,000	2,000
	小 林 市	6,000	6,000	2,500	2,500	17,000	17,000	36,200	36,200	2,400	2,400
	え び の 市	6,500	6,500	2,000	2,000	16,000	16,000	30,545	30,545	1,818	1,818
児 湯	高 原 町	6,000		500		17,000					
	平 均	6,167	6,250	1,667	2,250	16,667	16,500	33,373	33,373	2,109	2,109
	西 都 市	5,455	5,600	2,273	1,955	13,636	15,727	25,455	35,545	1,364	2,455
東 臼 杵	高 鍋 町	5,600				15,727					
	新 富 町	5,600		1,637		15,728		30,128		1,800	
	西 米 良 村					15,728					
東 臼 杵	木 城 町	5,455	5,455	2,455	2,455	12,727	12,727	25,818	25,818	1,636	1,636
	川 南 町	5,600		1,636		15,727					
	都 農 町	5,600				15,728					
東 臼 杵	平 均	5,552	5,528	2,000	2,205	15,000	14,227	27,134	30,682	1,600	2,046
	延 岡 市	7,182		6,364		19,545		34,777		1,900	
	日 向 市	5,909						13,636		1,545	
東 臼 杵	門 川 町	8,000		2,800		20,000		41,375		2,700	
	美 郷 町	6,500	6,500	1,500	1,500	15,000	15,000	31,000	31,000	2,000	2,000
	諸 塚 村		8,000		9,000		13,000		23,500		1,400
西 臼 杵	椎 葉 村	9,091		1,818		9,091		14,925		1,000	
	平 均	7,336	7,250	3,121	5,250	15,909	14,000	27,143	27,250	1,829	1,700
	高 千 穂 町	7,273	5,045	1,818	1,818	15,000	13,409	31,000	22,864	1,818	1,182
西 臼 杵	日 之 影 町		7,273		3,636		16,364		27,273		1,455
	五 ヶ 瀬 町	9,000		5,000		20,000		30,000		1,000	
	平 均	8,137	6,159	3,409	2,727	17,500	14,887	30,500	25,069	1,409	1,319
県 平 均	6,672	6,730	2,449	2,936	16,179	16,164	31,533	32,787	1,883	2,008	

2) オペレーター賃金について

(单位: 日)

(单位: 円)

才へゝ一タ一賃金

(单位: 円)

3) 市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額 (1 日)

① 農作業一般 (男性)

(単 位 : 円, 時間)

		農 業 一 般									
		専 門 作 業			一 般				業		
		現 金 支 払 額	そ の 他 の 費 用	支 払 総 額	労働時間 (時間)	現 金 支 払 額	そ の 他 の 費 用	支 払 総 額	業		
中 部	宮 崎 市	9,214	243	9,457	800.0	7,317	243	7,560	800.0		
	国 富 町					7,200		7,200	800.0		
	綾 町					7,700		7,700	800.0		
南 那 珂	平 均	9,214	243	9,457	800.0	7,406	243	7,487	800.0		
	日 南 市					7,176		7,176	800.0		
	串 間 市	7,200		7,200	800.0	7,176		7,176	800.0		
北 諸 県	平 均	7,200		7,200	800.0	7,176		7,176	800.0		
	都 城 市										
	三 股 町	7,000		7,000	800.0	7,000		7,000	800.0		
	平 均	7,000		7,000	800.0	7,000		7,000	800.0		
	小 林 市	8,800	300	9,100	800.0	8,800	300	9,100	800.0		
	えびの市					7,176		7,176	800.0		
西 諸 県	高 原 町	6,279		6,279	800.0						
	平 均	7,540	300	7,690	800.0	7,988	300	8,138	800.0		
	西 都 市					7,180		7,180	800.0		
児 湯	高 鍋 町					7,180		7,180	800.0		
	新 富 町					7,180		7,180	800.0		
	西 米 良 村					7,180		7,180	800.0		
	木 城 町					7,180		7,180	800.0		
	川 南 町					7,620		7,620	800.0		
	都 農 町					7,616		7,616	800.0		
	平 均					7,305		7,305	800.0		
東 白 杵	延 岡 市	10,000		10,000	800.0	8,700		8,700	800.0		
	日 向 市										
	門 川 町										
	美 郷 町	7,500		7,500	800.0	6,500		6,500	800.0		
	諸 塚 村	9,200		9,200	800.0	8,600		8,600	800.0		
	椎 葉 村	8,900		8,900	800.0	8,900		8,900	800.0		
	平 均	8,900		8,900	800.0	8,175		8,175	800.0		
西 白 杵	高 千 穂 町	7,000		7,000	800.0						
	日 之 影 町	18,500		18,500	800.0	15,300		15,300	800.0		
	五 ヶ 瀬 町	10,000		10,000	800.0	8,000		8,000	800.0		
	平 均	11,833	272	11,833	800.0	11,650	272	11,650	800.0		
県	平 均	9,133		9,178	800.0	7,937		7,937	800.0		

(単位：円，時間)

(單位：円，時間)

う ち 具 体 的 作 業												
水 稲												
	機 械 作 業 補 助			(種 ま き)			()			現 金 支 払 額	現 金 支 払 額	支 払 額
	現 金 支 払 額	そ の 他 の 費 用	支 払 額	労働時間 (時間)	現 金 支 払 額	そ の 他 の 費 用	支 払 額	労働時間 (時間)				
中 部	宮 崎 市	7,600	140	7,740	800.0							
	国 富 町											
	綾 町											
	平 均	7,600	140	7,740	800.0							
南 那 珂	日 南 市											
	串 間 市	7,200		7,200	800.0							
	平 均	7,200		7,200	800.0							
	都 城 市											
北 諸 県	三 股 町	8,000		8,000	800.0							
	平 均	8,000		8,000	800.0							
	小 林 市	8,800	300	9,100	800.0							
	えびの市											
西 諸 県	高 原 町	6,279		6,279	800.0							
	平 均	7,540	300	7,690	800.0							
	西 都 市	7,180		7,180	8.0							
	高 鍋 町											
児 湯	新 富 町	7,180		7,180	800.0							
	西 米 良 村											
	木 城 町											
	川 南 町											
	都 農 町											
	平 均	7,180		7,180	404.0							
東 白 杵	延 岡 市	8,700		8,700	800.0							
	日 向 市											
	門 川 町											
	美 郷 町	6,100		6,100	800.0							
	諸 塚 村											
	椎 葉 村											
西 白 杵	平 均	7,400		7,400	800.0							
	高 千 穂 町											
	日 之 影 町											
	五 ヶ 瀬 町	8,000		8,000	0.0							
県	平 均	8,000		8,000	0.0							
	平 均	7,504	220	7,548	640.8							

3) 市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額（1日）

② 水 稲（女 性）

（単位：円，時間）

		う ち 具 体 的 作 業									
		水					稲				
		機 械 作 業 補 助			(種 ま き)			()			
		現 支 払 額	金 額	其 他 の 費 用	支 払 額	労働時間 (時間)	現 支 払 額	金 額	其 他 の 費 用	支 払 額	労働時間 (時間)
中 部	宮 崎 市	7,300	140		7,440	800.0					
	国 富 町										
	綾 町										
	平 均	7,300	140		7,440	800.0					
南 那 珂	日 南 市										
	串 間 市	7,200			7,200	800.0					
	平 均	7,200			7,200	800.0					
	都 城 市										
北 諸 県	三 股 町										
	平 均										
	小 林 市	7,200	300		7,500	800.0					
	え び の 市										
西 諸 県	高 原 町	6,279			6,279	800.0					
	平 均	6,740	300		6,890	800.0					
	西 都 市	7,180			7,180	800.0					
	高 鍋 町										
児 湯	新 富 町	7,180			7,180	800.0					
	西 米 良 村										
	木 城 町										
	川 南 町										
	都 農 町										
	平 均	7,180			7,180	800.0					
	延 岡 市	8,700			8,700	800.0					
	日 向 市										
東 白 杵	西 川 町										
	美 郷 町	6,100			6,100	800.0					
	諸 塚 村										
	椎 葉 村										
	平 均	7,400			7,400	800.0					
	高 千 穂 町										
西 白 杵	日 之 影 町										
	五 ヶ 瀬 町	8,000			8,000	800.0					
	平 均	8,000			8,000	800.0					
	平 均	7,238	220		7,287	800.0					

3) 市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額（1日）

③ 果樹（男性）

（単位：円、時間）

		果 樹											
		う ち 具 体 的 作 業						一 般 作 業					
		専 門 作 業 （剪定、高接）			摘 果			収 穫			選 果		
		現 金 支払額	その他 の費用	支 払 総 額	現 金 支払額	その他 の費用	支 払 総 額	現 金 支払額	その他 の費用	支 払 総 額	現 金 支払額	その他 の費用	支 払 総 額
		労働時間 (時間)	労働時間 (時間)	労働時間 (時間)	労働時間 (時間)	労働時間 (時間)	労働時間 (時間)	労働時間 (時間)	労働時間 (時間)	労働時間 (時間)	労働時間 (時間)	労働時間 (時間)	労働時間 (時間)
中 部	宮 崎 市	10,000	200	10,200	800.0	800.0	800.0	8,000	100	8,100	8,000	100	8,100
	国 富 町												
	綾 町												
南 那 珂	平 均	10,000	200	10,200	800.0	800.0	800.0	8,000	100	8,100	8,000	100	8,100
	日 南 市							7,176		7,176	800.0		7,176
	串 間 市	7,200		7,200	800.0	800.0	800.0	7,176		7,176	800.0		7,176
北 諸 県	平 均	7,200		7,200	800.0	800.0	800.0	7,176		7,176	800.0		7,176
	都 城 市												
	三 股 町												
西 諸 県	平 均	8,800	300	9,100	800.0	800.0	800.0	8,800	300	9,100	8,800	300	9,100
	小 林 市												
	えびの市	6,279		6,279	800.0	800.0	800.0	6,279		6,279	800.0		6,279
児 湯	平 均	7,540	300	7,690	800.0	800.0	800.0	7,540	300	7,690	800.0	300	7,690
	西 都 市							7,180		7,180	800.0		7,180
	高 鍋 町												
東 臼 杵	新 富 町							7,180		7,180	800.0		7,180
	西 米 良 村												
	木 城 町	8,800		8,800	800.0	800.0	800.0	10,000		10,000	800.0		8,000
西 臼 杵	川 南 町												
	都 農 町												
	平 均	8,800		8,800	800.0	800.0	800.0	7,180		7,180	800.0		7,453
東 臼 杵	延 岡 市												
	日 向 市												
	門 川 町												
西 臼 杵	美 郷 町	10,000		10,000	800.0	800.0	800.0						
	諸 塚 村												
	椎 葉 村												
県	平 均	10,000		10,000	800.0	800.0	800.0						
	高 千 穂 町							6,640		6,640	800.0		
	日 之 影 町	10,400		10,400	800.0	800.0	800.0						
県	五 ヶ 瀬 町												
	平 均	10,400	250	10,400	800.0	800.0	800.0	6,640	200	6,640	800.0	200	7,574
	平 均	8,783		8,854	800.0	800.0	800.0	7,657		7,657	800.0		800.0

(单位:円,時間)

③ 果樹(女性)

		う ち 具 体 的 作 業														果 樹			
		果																	
		専 門 作 業 (剪 定 、 高 接)				摘 果				一 般 作 業				選 果					
		現 金 支 払 額	そ の 他 の 費 用	支 払 総 額	労 働 時 間 (時 間)	現 金 支 払 額	そ の 他 の 費 用	支 払 総 額	労 働 時 間 (時 間)	現 金 支 払 額	そ の 他 の 費 用	支 払 総 額	労 働 時 間 (時 間)	現 金 支 払 額	そ の 他 の 費 用	支 払 総 額	労 働 時 間 (時 間)		
中 部	宮 崎 市	9,000	200	9,200	800.0	7,500	167	7,667	800.0	7,500	167	7,667	800.0	7,500	167	7,667	800.0		
	国 富 町																		
	綾 町																		
南 那 珂	平 均	9,000	200	9,200	800.0	7,500	167	7,667	800.0	7,500	167	7,667	800.0	7,500	167	7,667	800.0		
	日 南 市					7,176		7,176	800.0	7,176		7,176	800.0	7,176		7,176	800.0		
	串 間 市					6,400		6,400	800.0	6,400		6,400	800.0	6,400		6,400	800.0		
北 諸 県	平 均					6,788		6,788	800.0	6,788		6,788	800.0	6,788		6,788	800.0		
	都 城 市																		
	三 股 町																		
西 諸 県	平 均																		
	小 林 市	7,200	300	7,500	800.0	7,200	300	7,500	800.0	7,200	300	7,500	800.0	7,200	300	7,500	800.0		
	え び の 市																		
	高 原 町	6,279		6,279	800.0	6,279		6,279	800.0	6,279		6,279	800.0	6,279		6,279	800.0		
児 湯	平 均	6,740	300	6,890	800.0	6,740	300	6,890	800.0	6,740	300	6,890	800.0	6,740	300	6,890	800.0		
	西 都 市					7,180		7,180	800.0	7,180		7,180	800.0	7,180		7,180	800.0		
	高 鍋 町																		
	新 富 町					7,180		7,180	800.0	7,180		7,180	800.0	7,180		7,180	800.0		
	西 米 良 村									10,000		10,000	800.0	8,000		8,000	800.0		
	木 城 町	8,800		8,800	800.0														
	川 南 町																		
東 白 杵	都 農 町																		
	平 均	8,800		8,800	800.0	7,180		7,180	800.0	8,120		8,120	800.0	7,453		7,453	800.0		
	延 岡 市																		
	日 向 市					4,800	200	5,000	800.0	4,800	200	5,000	800.0	4,800	200	5,000	800.0		
	門 川 町									5,250		5,250	700.0						
西 白 杵	美 郷 町					6,200		6,200	800.0	6,200		6,200	800.0	6,200		6,200	800.0		
	諸 塚 村																		
	椎 葉 村																		
	平 均					5,500	200	5,600	800.0	5,417	200	5,483	766.7	5,500	200	5,600	800.0		
西 白 杵	高 千 穂 町																		
	日 之 影 町	10,400		10,400	800.0					8,000		8,000	800.0						
	五 ヶ 瀬 町																		
県	平 均	10,400		10,400	800.0					8,000		8,000	800.0						
	平 均	8,336	250	8,436	800.0	6,657	222	6,731	800.0	6,930	222	6,986	791.7	6,792	222	6,858	800.0		

4) 市町村または地区ならびに近郊（通勤可能範囲）での農外諸賃金（1日）

① 臨時雇用（パート）賃金 < 男性 >

		公 的 勤 務	建 設 業	製 造 業	卸・小 売 業	サ ー ビ ス 業	シ ル バ ー 賃 金
中 部	宮 崎 市	14,000	9,333	8,500	7,907	8,050	7,500
	国 富 町	8,192					6,200
	綾 町	9,016					6,400
	平 均	10,403	9,333	8,500	7,907	8,050	6,700
南 那 珂	日 南 市	8,184					7,200
	串 間 市	8,900					
	平 均	8,542					7,200
	都 城 市	8,944					
北 諸 県	三 股 町						
	平 均	8,944					
	小 林 市	8,192	7,616	8,344	8,216	8,680	8,000
	え び の 市	9,822					
西 諸 県	高 原 町	8,900					
	平 均	8,971	7,616	8,344	8,216	8,680	8,000
	西 都 市	8,184	10,600	8,800	7,600	9,500	7,200
	高 鍋 町	7,892	8,196	7,892	8,107	8,019	7,200
児 湯	新 富 町	7,260					
	西 米 良 村	8,400	11,100			9,600	6,400
	木 城 町	8,784					7,200
	川 南 町	10,130					
	都 農 町	7,170					
	平 均	8,260	9,965	8,346	7,854	9,040	7,000
	延 岡 市	8,600					
	日 向 市	6,100	6,000			6,000	7,700
東 白 杵	門 川 町	7,303					7,480
	美 郷 町	8,500	9,000			6,000	
	諸 塚 村	7,400	10,314				5,200
	椎 葉 村	7,200	11,100	7,200	7,200	7,200	
	平 均	7,517	9,104	7,200	7,200	6,400	6,793
	高 千 穂 町	6,957	8,000	6,600	6,600		
西 白 杵	日 之 影 町	9,016	10,000	8,000	7,680	8,000	7,568
	五 ヶ 瀬 町	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	
	平 均	7,991	8,667	7,533	7,427	8,000	7,568
県 平 均		8,442	9,105	7,917	7,664	7,905	7,019

(単 位 : 円)

4) 市町村または地区ならびに近郊（通勤可能範囲）での農外諸賃金（1日）

① 臨時雇用（パート）賃金＜女性＞

(単位：円)

	公 的 勤 務	建 設 業	製 造 業	卸・小 売 業	サ ー ビ ス 業	シ ル バ ー 賃 金
中 部	宮 崎 市	10,500	8,667	7,907	7,800	7,000
	国 富 町	8,192				6,100
	綾 町	9,016				6,400
	平 均	9,236	8,667	7,907	7,800	6,500
南 那 珂	日 南 市	8,900				
	串 間 市	8,900				
	平 均	8,900				
北 諸 県	都 城 市	8,944				
	三 股 町					
	平 均	8,944				
西 諸 県	小 林 市	8,192	7,616	8,216	8,680	8,000
	えびの市	9,822				
	高 原 町	8,900				
	平 均	8,971	7,616	8,216	8,680	8,000
児 湯	西 都 市	8,184	10,600	7,600	9,500	7,200
	高 鍋 町	7,892	8,196	8,107	8,019	7,200
	新 富 町	7,260				
	西 米 良 村	8,400	11,100		9,600	6,400
	木 城 町	8,784				7,200
	川 南 町	10,130				
	都 農 町	7,170				
	平 均	8,260	9,965	7,854	9,040	7,000
	延 岡 市	8,600				
	日 向 市	6,100			6,000	7,700
東 白 杵	門 川 町	7,303				7,040
	美 郷 町	7,300	8,000	6,000	6,000	
	諸 塚 村	7,400	10,314			5,200
	椎 葉 村	7,200	11,000	7,200	7,200	
	平 均	7,317	9,771	6,600	6,400	6,647
西 白 杵	高 千 穂 町	6,957	7,000	6,600		
	日 之 影 町	9,016	10,000	7,680	8,000	7,568
	五 ヶ 瀬 町	8,000	8,000	8,000	8,000	
	平 均	7,991	8,333	7,427	8,000	7,568
県 平 均	8,257	9,136	7,917	7,479	7,880	6,917

4) 市町村または地区ならびに近郊（通勤可能範囲）での農外諸賃金（1日）

② 主要産業（農外）の恒常的賃金 <30歳基準> (単位：円)

	主要産業の 恒常的賃金		公 的 勤 務	建 設 業	製 造 業	卸 ・ 小 売 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他	主要産業の 恒常的賃金		公 的 勤 務	建 設 業	製 造 業	卸 ・ 小 売 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他
	男	女							男	女						
中 部	宮 崎 市	11,000	○	○					8,250							○
	国 富 町	15,125	○						15,125	○						
	綾 町	13,888	○						13,888	○						
南 那 珂	平 均	13,333							12,421							
	日 南 市															
	串 間 市	8,900	○						8,900	○						
北 諸 県	平 均	8,900							8,900							
	都 城 市															
	三 股 町															
西 諸 県	平 均	10,679						○	10,679							○
	小 林 市															
	えびの市		○							○						
児 湯	高 原 町	13,800	○						13,800	○						
	平 均	12,240							12,240							
	西 都 市	14,850	○						14,850	○						
東 白 杵	高 鍋 町															
	新 富 町	7,260	○						7,260	○						
	西 米 良 村	12,357	○						12,357	○						
西 白 杵	木 城 町	12,770	○						12,770	○						
	川 南 町	9,178	○						9,178	○						
	都 農 町															
東 白 杵	平 均	11,283							11,283							
	延 岡 市	9,560			○				9,560				○			
	日 向 市	14,800	○						14,800	○						
西 白 杵	門 川 町															
	美 郷 町	8,500	○						7,350	○						
	諸 塚 村	11,700					○		8,500	○						
東 白 杵	椎 葉 村	11,100		○					11,100	○						
	平 均	11,132							10,262							
	高 千 穂 町	8,000		○					7,000			○				
西 白 杵	日 之 影 町	10,000		○					8,000						○	
	五 ヶ 瀬 町	8,000		○					8,000				○			
	平 均	8,667							7,667							
県 平 均		11,130							10,598							

③ 市町村または地区内における農外諸賃金 (単位：円)

大	市 町 村 又 は 地 区 内 に お け る 農 外 賃 金		工	左	官	土 木 工	造 林	伐 出
	市 町 村	又 は 地 区 内						
中 部	宮 崎 市	18,333	20,000	11,333	12,333	18,333		
	国 富 町							
	綾 町							
南 那 珂	平 均	18,333	20,000	11,333	12,333	18,333		
	日 南 市							
	串 間 市							
北 諸 県	平 均							
	都 城 市							
	三 股 町							
西 諸 県	小 林 市	13,000	13,000	7,500		7,000		
	えびの市	25,300	25,700	25,700				
	高 原 町	19,150	19,350	16,600	16,400	7,000		
児 湯	西 都 市	18,500	25,300	25,700	16,400	16,400		
	高 鍋 町	25,300	25,700	18,500	9,000	9,000		
	新 富 町	20,000	20,000	20,000	16,680	16,680		
東 白 杵	西 米 良 村	20,240	20,560					
	木 城 町							
	川 南 町							
東 白 杵	都 農 町	21,010	22,890	21,400	14,027	14,027		
	延 岡 市	14,800	14,400	11,200	11,200	11,400		
	日 向 市	13,000	18,000	12,000	11,000	12,000		
西 白 杵	門 川 町	14,700	14,700	11,100	11,100	11,100		
	美 郷 町	14,167	15,700	11,433	11,100	11,500		
	諸 塚 村	12,000	13,000	8,000	11,000	13,500		
西 白 杵	椎 葉 村	25,300	25,700	18,500	10,500	10,500		
	平 均	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000		
	高 千 穂 町	17,433	17,900	12,167	10,500	11,333		
県 平 均		18,113	19,312	14,961	11,921	12,356		

市町村農業委員会会長殿

農作業料金・農業労賃に関する調査の実施について(お願い)

令和 6 年 12 月

(一社) 宮崎県農業会議

(一社) 全国農業会議所

「農作業料金・農業労賃に関する調査」は、昭和 35 年以来、農業委員会に多大なご協力をいただきながら実施しており、関係各位には深く感謝申し上げます。

令和 6 年度につきましては、下記の要領にて本調査を実施いたしますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

I. 調査の目的

本調査は、農業労働力の確保・調整や標準（協定）賃金・料金の作成のほか、各種用地取得・補償等の基礎資料としても利用され、農業労働力に関する調査としては他に類例を見ないものとして、関係方面から高い評価をいただいております。

昨今の農業労働事情をめぐっては、農業就業者の高齢化、担い手不足、さらには雇用労働力確保の困難など、新たな問題も生じております。

これら諸事情にかんがみ、農作業の受託料金や農業雇用賃金、農外諸賃金の水準について地域別に把握し、適正かつ合理的な標準（協定）賃金・料金等の作成、農業労働力確保の推進を行い、農業就業構造ならびに農業経営の改善に資することとしております。

II. 調査の方法

- (1) 本調査は、(一社) 全国農業会議所が作成した調査票にもとづき、(一社) 宮崎県農業会議の支援のもと、市町村農業委員会が行います。

なお、令和 2 年度から電子調査票（Excel 形式）による調査となり、調査票の配付・報告は E メールで行うこととしています。

- (2) 調査対象は、令和 6 年 12 月 31 日時点における全市町村農業委員会の区域とします。

(3) 調査の項目

- ① 水稲作業受託の部分・全面作業別、受託主体別の料金水準
- ② オペレーター賃金の水準
- ③ 農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準
- ④ 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）の策定状況
- ⑤ 市町村内の農外諸賃金の水準

(4) 調査票の入力にあたっては、別添の「入力の手引」、電子調査票上のメッセージ、都道府県農業会議の助言等にしたいがい、正確を期すようお願いいたします。

(5) 本調査の報告内容については、農業委員会総会等に諮り、農業委員の意見聴取・検討の上で取りまとめを行い、宮崎県農業会議あてにご報告ください。

Ⅲ. 調査の時期および機関

令和6年12月31日を調査時点とし、令和6年1月1日より令和6年12月31日までの1年間を調査対象とします。

Ⅳ. 調査の報告期日

宮崎県農業会議への報告期日は、令和7年1月17日(金)までとします。

令和 6 年 農作業料金・農業労賃に関する調査 入力の手引き

【電子調査票について】

本調査は電子調査票（Excel 形式）による調査になりました。「黄色のセル：数値または選択入力欄」、「オレンジのセル：自由記述欄」に入力してください。入力欄をクリックすると、該当項目の説明メッセージが表示されます。「水色のセル」には自動で値が入りますが、ラジオボタンが使えない場合は、調査票外の右側にある「水色のセル」に直接入力してください。

入力後、調査票右上の★エラーチェック欄に「エラーを確認してください」と表示されている場合は、該当入力欄のエラーメッセージ（黄色地に赤字）を確認・修正し、★エラーチェック欄に「OK」と表示されてからご提出いただきますよう、お願いいたします。

また、「調査票」シートに入力した金額が前年値の 5 割を超えて増減すると、入力した値が赤字（黄色地）で表示されますので、お間違えないか確認の上でご提出ください。



【調査地】

- ① 都道府県名：入力欄のリストから都道府県名を選択するか、直接入力してください。
- ② 市町村名：①で都道府県名を入力すると該当市町村名がリストに表示されるので、市町村名を選択するか直接入力してください。
- ③ 地区名：市町村を対象とした調査のため、基本的に地区ごとの報告は必要ありません。複数地区の報告がある市町村のみ、地区（旧市町村）が登録されておりますので、①・②を選択した後、地区名を選択してください。
- ④ 地区別等に報告が必要で、③に登録されていない地区名等については、④の地区名等に入力してください。
- ⑤ ①と②（および③）が入力されると、「市町村コード」が自動入力され、エラーメッセージが消えます。なお、市町村名の変更などにより正しく入力してもエラーとなる場合は、④の地区名等に正しい表記を入力し、エラーのまま提出してください。

調査地を選択してください				
市町村コード (自動入力)	調査地(令和〇年12月31日時点) 都道府県名 市町村名		地区名	地区名等 (左欄にない場合のみ)
⑤	①	②	③	④

I. 調査対象市町村または地区の地帯的性格

1. 通勤地帯区分：ラジオボタンをクリックして次の3区分からいずれか1つを必ず選択してください。ボタンが使えない場合は、調査票外右側の水色のセルに直接1～3を入力してください。
 - ① 大都市通勤地帯周辺：人口 30 万人以上の大都市にある事業所等に通勤可能な地域にあって、現に兼業農家等がそれらの事業所等に多数通勤している市町村（地区）
 - ② 中小都市通勤地帯周辺：人口 5 万人以上 30 万人未満の中小都市にある事業所等に通勤可能な地域にあって、現に兼業農家等がそれらの事業所等に多数通勤している市町村（地区）
 - ③ 農山漁村地帯：①、②以外の市町村（地区）

ボタンと水色のセルの値（1・2・3）が連動

1. 通勤地帯区分(いずれか1つを選択) [注]必ず入力のこと

○ 1 大都市通勤地帯周辺 ○ 2 中小都市通勤地帯周辺 ● 3 農山漁村地帯

通勤地帯区分 3 直接入力可

2. その他の地帯区分：都道府県農業会議の指示があれば、それに従って入力してください。

II. 貴市町村または地区における水稲作一般の作業受託料金の水準（10a 当たり）について

- ◎ 貴市町村または地区における水稲作の作業受託料金の一般的な水準（10a 当たり）を受託主体別に入力してください。ただし、「育苗」は 1 箱当たりの単価および 10a 当たりの箱数、「乾燥・調製」は、60kg 当たりの料金とします。
- ◎ 受託料金の消費税の取扱いについては、部分作業・全面作業および個人農家・生産組織等で統一し、「消費税（10%）を含む」・「含まない」をボタンで選択してください。ボタンが使えない場合は、調査票外右側の水色のセルに直接 1・2 を入力してください。

II で受託料金を入力した場合、どちらかを選択しないとエラーとなる

ボタンと単位、水色のセルの値が連動

消費税込含む：1
含まない：2

以下の受託料金に消費税(10%)を含む ○ ・含まない ● (10a 当たり税抜)

機械田植 防除 ①機械刈取 ⑤刈取のみ乾 ②乾燥・調製

消費税の取扱い 2 直接入力可

- ◎ 受託作業に使用する機械は受託者持ちとします。
- ◎ 受託主体別（個人農家・生産組織等）に区分して入力してください。「生産組織等」とは、個人農家からなる任意組織、農業法人、農協等を指します（極端に安い金額で作業受託をしている組織等は除く。）。
- ◎ 同一市町村に水稲作作業を受託する生産組織等が複数ある場合、あるいは、料金が異なる場合は最も標準的な料金を入力してください。

1. 部分作業の受託料金

【入力例】

苗は、その地域で一般的に普及している品種について生育段階で稚苗と中苗に区別

育苗料金があって箱数がない、または1箱の場合はエラーとなる

耕起から代かきまで頼んだ場合の金額
特に定めていない場合は、一貫=耕起+代かき

1. 部分作業の受託料金

10a当たりの箱数を入力してください

作業別 受託主体別	育苗(種子代含)		耕起から代かきまで			
	稚苗(2.0~2.5葉)	中苗(3.5~5.5葉)	一貫	耕起	代かき	
個人農家	670	20	730	15,000	7,000	8,000
生産組織等	565	20				

種子代を含む育苗箱1箱に10a当たり要する箱数

10a当たりの箱数

耕起から代かきまで一貫して受託する場合の料金

耕起のみの場合

代かきのみの場合

原則としてトラクターを使用した場合の料金
耕うん機が支配的な地域は耕うん機の料金
(代かきについても同様)

春と秋に耕起を行う地域でも、春の耕起作業のみを入力

耕起2回以上が通常である地域はその回数による金額を入力

代かきは、荒代から中代・植代までの代かき作業を完遂するものとし、その料金を入力

①、②があって⑤が空欄、または①+②=⑤となる場合はエラーとなる

⑤「刈取から乾燥・調製まで」の料金を特に定めていない場合は、①、②を入力後、赤枠内で③、④を入力し換算結果を⑤に転記する

・苗代金込みの受託が一般的な地域にあっては、苗代金を差し引いて入力

・移植する苗の種類により料金が異なる場合は、地域で一般に普及している苗による料金を入力

・捕植まで込みの作業受託が一般的な地域にあっては、その金額を入力

機械田植(苗代別)	防除(薬剤別で1回当たり)	①機械刈取(コンバイン)	⑤刈取から乾燥・調製まで※	②乾燥・調製(60kg当たり)
8,000	2,000	18,500	33,500	1,800
8,500		19,500	21,000	1,500

刈取から乾燥調製の計算が間違っています

田植機によるもので苗代金は含まない(苗は委託者負担)

農業散布による防除作業で薬剤費を含まない(10a当たり1回の料金)

コンバインによる刈取で「結束なし」とし、稲の運搬は含めない

コンバインによる刈取から乾燥・調製までの一貫した収穫作業の料金

・60kg当たりの料金を1袋(30kg)・1石(150kg)に換算

・水分含有率、乾燥・調製方法により料金差がある場合は、その地域でもっとも一般的なものについて入力

・「刈取から乾燥・調製まで」には、稲の運搬(④)を含むが、運搬料金の設定がない地域は省くことができる

・「調製」は「籾摺り」ともいい、乾燥した稲の籾殻を剥いて玄米にする作業で、屑米や石等を取り除くまでの一連の作業とする(色彩選別は含まない)

2. 全面作業の受託料金

【入力例】

作業別 受託主体別	耕起代かき→乾燥調製作業	
	種籾・除草剤・肥料・農薬代等込み	種籾・除草剤・肥料・農薬代等別
個人農家	87,000	66,000
生産組織等	65,000	86,000

◎ ここでいう全面作業受託とは、耕起・代かきから乾燥・調製作業までの機械作業部分を受託する場合を指し、かん排水管理、除草作業等は含みません。

◎ 料金は、「経費が込み」>「経費が別」という大小関係になります。

生産組織の経費込みが経費別以下

経費込みの金額が経費別の金額以下となる場合はエラーとなる

除草剤・肥料・農薬などの生産資材をすべて受託者が負担する場合(これらの経費が込みの場合)	委託者が負担する場合(これらの経費が別の場合)
--	-------------------------

Ⅲ. オペレーター賃金について

【入力例】

作業機械	1時間当たり	1日当たり
トラクター	1,400	11,200
田植機	1,400	11,200
コンバイン	1,500	12,000
補足項目		

◎ オペレーター賃金とは、機械を持ち込まずに単なるオペレーターとして雇われる場合の賃金であり、機械の使用料金、償却費、燃料費は含みません。

◎ 1時間当たり、1日当たり(8時間)の現金支払額のみを入力し、賄いは含みません。

◎ 農協の職員によるオペレーターは対象から除外してください。

Ⅱ.1の部分作業の受託料金は10a当たり料金で機械は受託者持ちのため、機械運転のみのオペレーター賃金と同額とは考えにくいことから、受託料金の「耕起」「機械田植」「機械刈取」(個人農家)と「トラクター」「田植機」「コンバイン」のオペレーター賃金(一日当たり)がすべて一致する場合はエラーとなる

1時間当たり、1日当たり(8時間)はそれぞれの地域の慣行によって主たるものを入力

※オレンジ色のセルには任意の補足項目を入れることができます。都道府県独自で調査項目を設定する場合がありますので、その際は都道府県農業会議の指示にしたがってください【以下、同色の補足項目について同じ。】

令和6年 農作業料金・農業労賃に関する調査票

令和6年12月31日

市町村農業委員会
都道府県農業会議
(一社)全国農業会議所

調査地を選択してください				[注]必ず入力のこと	
市町村コード (自動入力)	調査地(令和5年12月31日時点) 都道府県名 市町村名	地区名	地区名等 (左欄にない場合のみ)	調査者氏名	

I. 調査対象市町村または地区の地帯的性格

1. 通勤地帯区分(いずれか1つを選択) **必ず選択してください** [注]必ず入力のこと

☐ 1 大都市通勤地帯周辺 ☐ 2 中小都市通勤地帯周辺 ☐ 3 農山漁村地帯

[注]区分方法は手引参照

2. その他の地帯区分

1	2	3	4
---	---	---	---

II. 貴市町村または地区における水稲作一般の作業受託料金の水準(10a当たり)について

1. 部分作業の受託料金

以下の受託料金の消費税(10%)を含む ☐ ・含まない ☐ (10a当たり・税抜)

作業別	育苗(種子代含)		耕起から代かきまで			機械田植 (苗代別)	防除 薬剤費別 (1回当たり)	①機械刈取 (コンバイン)	⑤刈取から乾 燥・調製まで※	②乾燥・調製 (60kg当たり)
受託主体別	稚苗(2.0~2.5葉)	中苗(3.5~5.5葉)	一貫	耕起	代かき					
個人農家	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
生産組織等	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(育苗は1箱当たりの単価を、箱数は10a当たりの箱数を入力する)

2. 全面作業の受託料金

(10a当たり・税抜)

作業別	耕起代かき→乾燥調製作業	
受託主体別	種籾・除草剤・肥料・農薬代等込み	種籾・除草剤・肥料・農薬代等別
個人農家	円	円
生産組織等	円	円

[注]「生産組織等」とは、個人農家から成る任意組織、農協、農法人、農協等を指す。
(極端に安い金額で作業受託している組織等は除く)

III. オペレーター賃金について

作業機械	1時間当たり	1日当たり
トラクター	円	円
田植機		
コンバイン		

[注]「刈取から乾燥・調製まで」について特に料金を定めていない場合は、以下の換算例および※を参考に算出してください。

〈例〉10a当たり収量が480kgの場合
「刈取から乾燥・調製まで」=「機械刈取」+「乾燥・調製(60kg当たり)」×(480÷60)÷運搬費(ある場合)

IV. 貴市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額(1日当たり)について

一般的な農業臨時雇賃金額(1日当たり)を入力してください。水稲、果樹、畑作物の調査対象以外に、都道府県により必要な調査対象作業がある場合には、補足的に調査を行ってください(入力は空欄を利用のこと)。

農業臨時雇賃金		うち具体的作業											
		農作業一般		水稲				果樹()					
		専門作業	一般・軽作業	機械作業補助				専門作業 (剪定、高接)	一般作業	摘果	収穫	選果	
男	現金支払額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	その他の費用												
	支払総額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	労働時間	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分
女	現金支払額			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	その他の費用												
	支払総額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	労働時間	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分

V. 貴市町村または地区における農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準(協定)について

1. 当該料金等の標準(協定)を定めていますか。
(いずれか1つを選択)

必ず選択してください
☐ 1. い ☐ 2. いない

[注]必ず入力のこと

2. どのような標準(協定)賃金・料金を定めていますか。
(定めているものすべてに「1」と入力)

☐ A.部分農作業料金
米 ☐ 麦・大豆 ☐ 果樹
その他()
☐ B.全面作業料金
米 ☐ 麦・大豆 ☐ 果樹
その他()
☐ C.オペレーター賃金
☐ D.農業臨時雇賃金
☐ E.倒伏・湿田等悪条件下の作業
☐ F.その他()

3. 標準(協定)賃金・料金を定めているのは、どこですか
(該当するものすべてに「1」と入力)

☐ 1. 市町村・農業委員会
☐ 2. 農協
☐ 3. 普及指導センター
☐ 4. 生産組織等
☐ 5. その他()

標準(協定)賃金・料金を定めている場合は、調査票に添付してください。

4. 標準(協定)賃金・料金は全体として守られていますか。
(いずれか1つを選択)

☐ 1. 非常に良く守られている。
(実際は標準賃金の±5%未満)
☐ 2. 比較的良好に守られている。
(同5~20%未満)
☐ 3. あまり守られていない
☐ a. 実際賃金は協定賃金より20%以上高い
☐ b. 実際賃金は協定賃金より20%以上低い

VI. 貴市町村または地区ならびに近郊(通勤可能範囲)での農外諸賃金について

1. 臨時雇(パート)賃金(1日当たり)について入力してください。

(1日当たり)

	公的勤務	建設業	製造業	卸・小売業	サービス業	シルバー賃金
男	円	円	円	円	円	円
女						

2. 主要産業(農外)の恒常的賃金(30歳基準、1日当たり)について入力してください。

金額	その業種					該当する一つを選択
男	女	公的勤務	建設業	製造業	卸・小売業	
円	円	円	円	円	円	

[注]計算方法

1日当たり恒常的賃金 = 年間給与 ÷ 12 × 25

3. 貴市町村または地区内における農外諸賃金(1日当たりの正規雇用賃金)について入力してください。

職種	大工	左官	土木工	造林	伐出
1日当たり賃金(男)	円	円	円	円	円